

町田市住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 6 月 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市立学校設置条例の一部改正)

第1条 町田市立学校設置条例（昭和47年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																																												
別表第1（第2条関係） 小学校 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>同 町田 第六小学校</td><td>同 南大谷七丁目3番1号</td></tr> <tr> <td>同 南大 谷小学校</td><td>同 南大谷六丁目16番1号</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係） 中学校 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>同 町田 第二中学校</td><td>同 南大谷一丁目9番1号</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>同 南大 谷中学校</td><td>同 南大谷六丁目17番1号</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	同 町田 第六小学校	同 南大谷七丁目3番1号	同 南大 谷小学校	同 南大谷六丁目16番1号	略	略	名称	位置	略	略	同 町田 第二中学校	同 南大谷一丁目9番1号	略	略	同 南大 谷中学校	同 南大谷六丁目17番1号	略	略	別表第1（第2条関係） 小学校 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>同 町田 第六小学校</td><td>同 南大谷1, 260番地</td></tr> <tr> <td>同 南大 谷小学校</td><td>同 南大谷811番地1</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> 別表第2（第2条関係） 中学校 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>同 町田 第二中学校</td><td>同 南大谷1, 327番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>同 南大 谷中学校</td><td>同 南大谷985番地1</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	同 町田 第六小学校	同 南大谷1, 260番地	同 南大 谷小学校	同 南大谷811番地1	略	略	名称	位置	略	略	同 町田 第二中学校	同 南大谷1, 327番地	略	略	同 南大 谷中学校	同 南大谷985番地1	略	略
名称	位置																																												
略	略																																												
同 町田 第六小学校	同 南大谷七丁目3番1号																																												
同 南大 谷小学校	同 南大谷六丁目16番1号																																												
略	略																																												
名称	位置																																												
略	略																																												
同 町田 第二中学校	同 南大谷一丁目9番1号																																												
略	略																																												
同 南大 谷中学校	同 南大谷六丁目17番1号																																												
略	略																																												
名称	位置																																												
略	略																																												
同 町田 第六小学校	同 南大谷1, 260番地																																												
同 南大 谷小学校	同 南大谷811番地1																																												
略	略																																												
名称	位置																																												
略	略																																												
同 町田 第二中学校	同 南大谷1, 327番地																																												
略	略																																												
同 南大 谷中学校	同 南大谷985番地1																																												
略	略																																												

(町田市学童保育クラブ設置条例の一部改正)

第2条 町田市学童保育クラブ設置条例（昭和47年3月町田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																								
(名称等) 第2条 クラブの名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>高ヶ坂学童保育クラブ</td><td><u>町田市南大谷七丁目3番2号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>南大谷学童保育クラブ</td><td><u>町田市南大谷六丁目16番2号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	高ヶ坂学童保育クラブ	<u>町田市南大谷七丁目3番2号</u>	略	略	南大谷学童保育クラブ	<u>町田市南大谷六丁目16番2号</u>	略	略	(名称等) 第2条 クラブの名称及び位置は<u>別表</u>のとおりとする。 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>高ヶ坂学童保育クラブ</td><td><u>町田市南大谷1, 2 60番地</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>南大谷学童保育クラブ</td><td><u>町田市南大谷8 1 1 番地 1</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	略	略	高ヶ坂学童保育クラブ	<u>町田市南大谷1, 2 60番地</u>	略	略	南大谷学童保育クラブ	<u>町田市南大谷8 1 1 番地 1</u>	略	略
名称	位置																								
略	略																								
高ヶ坂学童保育クラブ	<u>町田市南大谷七丁目3番2号</u>																								
略	略																								
南大谷学童保育クラブ	<u>町田市南大谷六丁目16番2号</u>																								
略	略																								
名称	位置																								
略	略																								
高ヶ坂学童保育クラブ	<u>町田市南大谷1, 2 60番地</u>																								
略	略																								
南大谷学童保育クラブ	<u>町田市南大谷8 1 1 番地 1</u>																								
略	略																								

(町田市子どもセンター条例の一部改正)

第3条 町田市子どもセンター条例（平成11年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の取消し等) 第11条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>前条第3項</u>に規定する基準を満たさなくなったとき。 (4) 略 (原状回復の義務) 第16条 使用者は、子どもセンターの使用を終了したとき、<u>又は第14条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは</u>、使用した施設、設備、	(指定管理者の指定の取消し等) 第11条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) ・ (2) 略 (3) <u>第10条第3項</u>に規定する基準を満たさなくなったとき。 (4) 略 (原状回復の義務) 第16条 使用者は、子どもセンターの使用を終了したとき<u>又は第14条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは</u>、使用した施設、設備、器

器具等を直ちに原状に回復しなければならない。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	名称	位置
略	略	略
ク ラ ブ	南大谷子ども クラブ	<u>町田市南大谷二丁 目 2 9 番 4 号</u>
	略	略

具等を直ちに原状に回復しなければならない。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	名称	位置
略	略	略
ク ラ ブ	南大谷子ども クラブ	<u>町田市南大谷 2 6 4 番地</u>
	略	略

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 5 日から施行する。